「介護保険 給付費等に係る支給申請者変更届」記入要領

1. この届出書について

被保険者本人が死亡した後に、佐賀中部広域連合から支給される高額介護サービス費等の給付費を、相続人代表が受け取るための届出です。

ただし、介護保険料の還付金を受け取るときは、この届出書ではなく、「過誤納還付金請求書兼口座振込依頼書」のご提出が必要です。

2.「申請者」について

申請者は、法定相続人です。法定相続人とは、死亡した人の「配偶者、子、兄弟姉妹」等です。子の配偶者は含みません。遺言状があるときは、遺言状で指定を受けた人です。申請者(相続人代表)の住所、氏名、続柄を記入し、押印(みとめ印可)もお願いいたします。

相続人代表が成年後見、または代理権付の保佐、補助(成年後見等)を受けているときは、相続人代表の住所、氏名、続柄を記入し、あわせて成年後見人等の住所、氏名、電話番号をご記入ください。成年後見人等の押印をお願いいたします。

3.「口座振込依頼欄」について

相続人代表名義の口座をご記入ください。

4. 添付書類について

①申請者が法定相続人のとき

死亡した人と申請者(相続人代表)が、同一世帯でない場合は、続柄を証明できる書類(戸籍謄本等の写し)を添付してください。住所が同じでも住民票が別世帯のときは、戸籍謄本等を添付してください。

②遺言状による相続のとき 遺言状の写しを添付してください。

③相続人代表が成年後見を受けているとき

①または②と一緒に登記事項証明書の写しを添付してください。

④相続人代表が代理権付の保佐または補助を受けているとき

①または②と一緒に登記事項証明書の写しと代理権に介護保険関係の手続きが含まれていることが分かる証明書の写しを添付してください。